

入札件名：平成29年度中国地域のふるさと名物に係るブランド構築支援事業

本件に係る資料は、以下記載の資料番号1～15から構成されており、紙配付は行っていないため、統一資格審査申請・調達情報検索サイト及び中国経済産業局ホームページから必ずダウンロードすること。

なお、入札説明会に参加の際は、各自、持参すること。

【統一資格審査申請・調達情報検索サイトからダウンロードする資料】

資料番号	資料名
1	入札公告
2	仕様書
3	評価項目一覧
4	契約書案

【中国経済産業局ホームページ（※）からダウンロードする資料】

資料番号	資料名
5	中国経済産業局入札心得 (総合評価落札方式 電子調達システム対応版)
6	予算決算及び会計令(抜粋)
7	応札資料作成要領
8	評価手順書(加算方式)
9	(様式1) 質問状
10	(様式2) 入札参加表明書【電子入札の場合】
11	(様式3) 入札書 [紙による入札の場合]
12	(様式4) 理由書 [紙による入札の場合]
13	(様式5) 委任状 [紙による入札の場合]
14	(様式6) 提案書ひな型
15	(様式7) 見積書

※http://www.chugoku.meti.go.jp/info/bid/tender_notice_doc.html
(中国経済産業局>調達情報>入札公告関係資料>1. 総合評価落札方式)

入札公告

次のとおり一般競争入札に付す。本公告に基づく入札については、関係法令、中国経済産業局入札心得（資料番号5、以下「入札心得」という。）及び電子調達システムを利用する場合における「電子調達システム利用規約」（<https://www.geps.go.jp/sites/bizportal/files/riyoukiyaku.pdf>）に定めるもののほか下記に定めるところによる。

また、入開札手続は、原則、電子調達システムを利用するものとし、システム障害等が発生し電子調達システムが利用できない場合には、別途通知する日時に変更する場合がある。

平成29年11月13日

支出負担行為担当官
中国経済産業局総務企画部長 井上 裕章

1. 競争入札に付する事項

(1) 件名

平成29年度中国地域のふるさと名物に係るブランド構築支援事業

(2) 仕様、履行期限及び納入場所等

別紙仕様書（資料番号2）のとおり。

(3) 入札方法

入札金額は、本件に関する総価で行う。

なお、本件については入札に併せて提案書を提出し、技術審査を受けなければならない。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の8パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2. 競争参加資格

(1) 予算決算及び会計令（資料番号6、以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、予決令第70条中、特別の理由がある場合に該当する。

(2) 平成28・29・30年度経済産業省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」の「C」又は「D」の等級に格付されている者であること。

(3) 経済産業省からの補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている者ではないこと。

3. 契約条項を示す場所等

(1) 契約条項を示す場所

資料番号1～15のとおり。本件に係る資料は以下の方法により入手することとし、入札説明会等での紙配付は行わないので注意すること。

ア. 表紙及び資料番号1～4

統一資格審査申請・調達情報検索サイトの「調達情報検索（日本語）」から「一般競争入札の入札公示（WTO対象外）」を選択し、必要な情報を入力又は選択し本件を検索の上、本件の「調達

資料」を必ずダウンロードすること。

<http://www.chotatujocho.go.jp/va/com/ShikakuTop.html>

イ. 資料番号5～15

中国経済産業局ホームページから必ずダウンロードすること。

http://www.chugoku.meti.go.jp/info/bid/tender_notice_doc.html

※1. 総合評価落札方式のものをダウンロード

(2) 入札説明会の日時及び場所

平成29年11月17日(金) 16時00分

中国経済産業局 第2会議室(広島合同庁舎2号館2階)

(3) 質問期限

平成29年11月22日(水) 17時00分

仕様書、提案書、評価項目一覧表等について質問等がある場合は、本公告末尾に記載の連絡先へ、様式1質問状(資料番号9)を添付しメールにて提出すること。

なお、電子調達システムを使用するの質問は不可とする。

(4) 提案書等・入札書の提出期限、提出場所及び提出方法等

ア. 提案書等・入札書の提出期限

平成29年12月7日(木) 16時00分

イ. 提案書等の提出場所及び提出方法

本公告末尾に記載の連絡先へ、以下に示す提案書等の資料を提出(持参)すること。

なお、提案書等の電子調達システムを使用するの提出は不可とする。

- ・提案書(紙資料8部、電子媒体(CD-R等)1部)

資料のサイズはA4判カラーにすること。ただし、特別に大きな図面等が必要な場合は、A3判にて提案書の中に折り込むこと。

- ・評価項目一覧(資料番号3)の提案書ページ番号欄に必要事項を記入したもの(提案書と同一部数)
- ・平成28・29・30年度競争参加資格審査結果通知書(全省庁統一)の写し(1部)

ウ. 入札書の提出場所及び提出方法

【電子調達システムによる提出】

政府電子調達(GEPS)(<https://www.geps.go.jp/>)から「入札業務」へログイン後、「調達案件検索」から本件を検索し、まず「証明書・提案書等提出」画面にて様式2入札参加表明書(資料番号10、以下「表明書」という。)を提出し、次に「入札(見積)書提出」画面にて入札書を提出すること。

※電子調達システムにより入札書を提出するためには、先に「証明書・提案書等提出」画面にて表明書を提出しなければならないことに注意する。

[紙による提出]

やむを得ない理由により電子調達システムによる提出により難しい場合には、本公告末尾に記載の連絡先へ、提案書等と合わせて様式3入札書(資料番号11)及び様式4理由書(資料番号12)を紙により提出(持参)すること。

※入札書を入れる封筒には入札書のみを入れ、密封し、その封筒の表に入札者の氏名(法人の場合はその名称又は商号)及び件名を記載して提出すること。提案書等の他の資料は同封しない。

エ. 留意点

- ・代理人による入札の場合、電子調達システムにより入札書を提出する者は同システムで定め

る委任手続を行い、紙により入札書を提出する者は様式5委任状（資料番号13）を提出すること。

- ・提案書等は、応札資料作成要領（資料番号7）及び様式6提案書ひな型（資料番号14）を確認の上作成すること。
- ・提出した提案書等・入札書は、変更及び取消しをすることができず、また、返却は行わない。
- ・提案書等の作成に要する費用は入札者の負担とする。
- ・提出した提案書等について中国経済産業局から説明を求められた場合は、入札者の責任において速やかに説明しなければならない。

(5) 入札者による提案書等の説明（プレゼンテーション）

プレゼンテーションは実施しない。ただし、提案書持参時に、提案内容について説明すること。提出の日時等については、あらかじめ中国経済産業局 産業部 経営支援課と調整する。また、説明時間は1者当たりおおむね20分程度（質疑応答を含む）を想定している。なお、当該説明については、当該提案内容を説明することができ、かつ当局からの質問に対応できる者が実施すること。

(6) 開札の日時及び場所

平成29年12月13日（水）13時30分

中国経済産業局 地方連絡室（広島合同庁舎2号館2階）

開札を行った結果、予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。その場合、紙により入札書を提出した者は上記の開札場所において、電子調達システムにより入札書を提出した者は同システムにおいて再度の入札を行うこと。

なお、再度入札の提出期限までに入札のない場合は、再度入札を辞退したものとみなす。

※電子調達システムにより入札書を提出した者は、同システムの『入札（見積、落札）状況確認』画面及び『開札結果確認』画面にて、開札の状況を確認できる。

(7) 電子調達システムの利用範囲

電子調達システムは、上記（4）ウ．入札書の提出場所及び提出方法並びに（6）開札の日時及び場所のみ利用するものとし、それ以外の機能については利用不可とする。

4. 入札の無効

入札心得第11条に該当する入札は無効とする。

5. 落札者の決定方法

入札心得第14条から第16条に基づき落札者を決定する。

なお、総合評価点の点数配分は以下のとおり。評価方法の詳細については評価手順書（加算方式）（資料番号8）を参照のこと。

総合評価点＝技術点（100点）＋価格点（50点）

6. 入札保証金及び契約保証金 全額免除

7. 見積書及び契約書

(1) 見積書の提出

落札者は、見積書を直ちに提出すること。作成に当たっては、様式7見積書（資料番号15）を参考とすること。

(2) 契約書

落札者は、契約書案（資料番号4）をもとに契約を締結することとなるため、契約条項の内容を承知の上入札すること。

○請負契約書（請負契約）

http://www.chugoku.meti.go.jp/info/bid/tender_notice_doc.html

※3. 契約書等フォーマット 請負契約心得をダウンロード

8. 支払の条件

契約代金は、契約書記載の条件により、適法な支払請求書を受理した日から30日以内に支払うものとする。

9. 問合せ先

(1) 電子調達システムに関する照会先（操作方法等）

電子調達システムヘルプデスク

電話 0570-014-889（ナビダイヤル）

017-731-3177（IP電話等を御利用の場合）

FAX 017-731-3178

受付時間 平日8時30分～18時30分（国民の祝日・休日、12月29日から1月3日までの年始年末を除く。）

URL https://www.geps.go.jp/contact_us

(2) その他、本件に関する連絡先（提案書等、紙による入札書、質問状等の提出先）

〒730-8531

広島市中区上八丁堀6番30号

中国経済産業局 産業部 経営支援課（広島合同庁舎2号館3階）

担当者：中井、仲谷

電話 082-224-5658（ダイヤルイン）

E-mail nakai-osamu@meti.go.jp、nakatani-tsukasa@meti.go.jp

仕様書

1. 事業名

平成29年度中国地域のふるさと名物に係るブランド構築支援事業

2. 背景・目的

経済産業省では、中小企業・小規模事業者を巡る近年の厳しい経営環境や地域経済の停滞等を踏まえ、平成27年度に「中小企業による地域資源を活用した事業活動の促進に関する法律」の一部を改正した。この改正では、様々な関係者（地元の中小企業・小規模事業者、農林漁業者、商工組合や農業・漁業協同組合、商工会や商工会議所、金融機関、教育機関、地域住民等）との連携の軸となり得る地方自治体が、積極的な関与により、地域ぐるみの取組を促進し、消費者志向にマッチした地域の優れた資源（農林水産物又は鉱工業品、鉱工業品の生産に係る技術及び観光資源。以下「地域資源」という。）を活用した商品・役務（以下「ふるさと名物」という。）等を各地域にて普及し、「ふるさと名物」の開発・販路開拓に取組み、また地域への呼び込みのための体験型観光を推進するものである。

これまで中国地域では、地方自治体の積極的な関与として15自治体（16件）の「ふるさと名物応援宣言」が宣言され、補助金申請の後押しなどが行われてきた。

各地の特産品のブランド化が進む一方で、第三者による類似商品の販売や産地の虚偽記載などブランド保護のための対策が十分ではなく、喫緊の課題となっている。特に海外への輸出に向けては冒認商標（悪意をもって第三者が商標を取得）による被害が事例として挙げられており、十分に留意する必要がある。こうした現状を踏まえ、国としては各種商標制度の拡充や新たに農産品に関する地理的表示制度を導入するなどブランド保護に注力しているところである。

本事業では、「ふるさと名物」の開発・販路開拓等の取組を発展させ、中小企業者や地方自治体関係者を対象に、海外販路開拓を意識した商標制度や地域団体商標制度、及び地理的表示制度の普及・啓発を図るとともに、海外報道関係者向けの展示・PRを行うことで、「ふるさと名物」のブランド構築が一層図られることを目的とする。

3. 事業実施期間

契約締結日から平成30年3月30日（金）

4. 事業内容

(1) 海外販路開拓に向けた商標制度等のセミナーの実施

海外への販路開拓・拡大に必要なブランド構築（パッケージデザインやラベル等）

や商標活用の重要性を「ふるさと名物」に関わる中小企業者や地方自治体関係者に幅広く認識してもらうためのセミナーを開催する。対象は、海外に向け販路を開拓・拡大したい「ふるさと名物」に関わる中小企業者及び地方自治体関係者とし、講師はブランディング専門家^{※1}や商標専門家^{※2}とする。

※1「ブランディング専門家」：海外に受入れられやすいパッケージデザインやラベル等の助言を行うことで海外に向けたブランド構築の支援を行い、「ふるさと名物」の付加価値向上に寄与する者

※2「商標専門家」：国内の弁理士等で模倣品対策も含めた商標活用について助言を行う者

(2) 海外報道関係者向け展示・PRイベントの開催

在京の海外報道関係者を対象に、中国地域の「ふるさと名物」（商標制度登録産品を含む。）の展示・PRを行う。

(3) 事業実施報告

上記（1）（2）で実施した内容について報告会を開催し、報告書をまとめる。

5. 事業実施方法

(1) 海外販路開拓に向けた商標制度等のセミナーの実施（1回）

- ・海外への販路開拓に必要なブランド構築（パッケージデザインやラベル等）や商標制度等の重要性を「ふるさと名物」に関わる中小企業者や地方自治体関係者に幅広く認識してもらうため、セミナー1回（広島市内）を開催する。
- ・セミナーでは、ブランディング専門家及び商標専門家から商標の活用を含めたブランド構築の必要性について説明し、中小企業者及び地方自治体関係者に対する普及啓発を図る。
- ・対象は、海外に向け販路を開拓・拡大したい「ふるさと名物」を持つ中小企業者及び地方自治体関係者であり、対象人数は80名程度とし、当該セミナーに係る開催案内チラシ（A4・カラー両面）200部の作成を行う。
- ・ブランディング専門家及び商標専門家の講師・出張依頼、連絡調整を行い、各々に対して、謝金・旅費を支払うこととする。
- ・開催日時及び開催場所は、中国経済産業局 産業部 経営支援課と相談することとする。

(2) 海外報道関係者向け展示・PRイベントの開催（1回）

- ・公益財団法人日本外国特派員協会と共同で、東京都内において公益財団法人日本外国特派員協会会員向けに中国地域の「ふるさと名物」の展示・PRを行う。なお、

展示物としては8団体程度予定しており、その他地域産品等のPRも行う。

- ・展示物や地域産品等の内容の決定並びに公益財団法人日本外国特派員協会事務局との事前の連絡調整は、中国経済産業局 産業部 経営支援課が行う。
- ・展示に関するパンフレット（日本語版・英語版各200部程度）、展示に関する説明パネル（日本語と英語の併記、A1サイズ8枚程度）、商標制度の説明パネル（日本語と英語の併記、A1サイズ3枚程度）の製作及び展示・PRに係る装飾を行う。また、5分程度のPR動画の製作も行い、展示品等の説明に対応できる通訳2名程度を配置するものとする。
- ・出展者や地域産品提供者等との連絡調整を行い、展示物や地域産品等の梱包・運搬に係る費用、パンフレット、パネル、PR動画、装飾及び通訳に係る費用を支払うこととする。なお、会場費の負担は発生しない。
- ・なお、開催日時及び開催場所は、以下のとおり。

開催日時：平成30年3月上旬 18：30～21：00予定

開催場所：日本外国特派員協会ホール（東京都千代田区有楽町1-7-1東京電気ビル20階）

参加者数：150名程度

（2）事業実施報告

- ・上記（1）で実施した内容について報告会を開催し、報告書をまとめる。
- ・報告会での報告及び報告書の作成に当たっては、中国経済産業局 産業部 経営支援課と十分な打合せを行う。

6. 留意事項

- （1）事業の具体的内容や進め方について、中国経済産業局 産業部 経営支援課と十分な打ち合わせを行うこと。
- （2）調査の進捗状況およびその他事業に関する情報は、随時中国経済産業局 産業部 経営支援課と十分な打合せを行うこと。
- （3）専門家の選定に際しては、候補者案を事業者が提示し、中国経済産業局 産業部 経営支援課と協議のうえ決定すること。
- （4）報告書に記載する図面、写真、文章等を他の文献から引用する場合には、出典を明記するとともに、著作権者から報告書やウェブでの公開についての転載許諾を得ること。
- （5）本事業により知り得た情報を許可なく外部に漏らし、又は他の目的に使用しないこと。
- （6）事業完了後、速やかに請負業務完了報告書を提出すること。

7. 納入物

- ・事業実施報告書
ー報告書データ（PDF）、報告書に使用した写真データ（JPEG）を収録したCD 1枚
- ・PR動画を収録したCD 1枚

評価項目一覧 - 提案要求事項一覧 -

提案書の目次		提案要求事項	評価区分	得点配分			評価の観点		提案書 ページ番号
大項目	中項目			合計	基礎点	加点	基礎点	加点	
1 事業の実施方針等									
	1.1 事業実施の基本方針等	・事業実施の基本方針、実施内容等について記述する。	必須	20	5	15	・仕様書に記載の目的との整合性がとれているか。 ・仕様書に記載の内容について全て提案されているか。 ・偏った内容になっていないか。	・仕様書に示した内容以外の独自の提案がされているか。 ・実施内容に創意工夫がみられるか。	
	1.2 事業実施方法	・事業実施方法について具体的に記述する。	必須	20	5	15	・実施内容と整合性がとれているか。 ・実施方法は明確であり、妥当なものであるか。	・成果を高めるための創意工夫がみられるか。 ・効率的・効果的な提案がされているか	
	1.3 事業実施計画	・事業実施計画について具体的に記述する。	必須	10	5	5	・日程等に無理がなく、実現性はあるか。	・日程、手順等が効率的であるか。	
2 組織の経験・能力等									
	2.1 類似事業の経験等	・類似事業の経験、専門知識等について記述する。	任意	10	-	10		・過去に同様の事業を実施したことがあるか。 ・本事業に関連する専門知識・ノウハウ等の蓄積があるか。	
	2.2 組織としての事業実施能力	・事業実施能力について記述する。	必須	6	1	5	・事業を行う上で適切な財政基盤、経理処理能力を有しているか。	・本事業に関連する幅広い知見。ネットワークを持っているか。 ・優れた情報収集能力を持っているか。	
	2.3 事業実施体制	・事業実施体制について記述する。	必須	6	1	5	・事業の実施体制及び役割が、実施内容と整合しているか。 ・要員数、体制、役割分担が明確にされているか。 ・事業を遂行可能な人数が確保されているか。	・円滑な事業遂行のための人員補助体制が組まれているか。 ・当省からの要望等に迅速・柔軟に対応できる体制が整っているか。 ・優れた管理体制となっているか。	
	2.4 ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標	・女性の職業生活における活躍の推進に関する法律、次世代育成支援対策推進法、青少年の雇用の促進等に関する法律等に基づく認定等の状況について記述する。	任意	3	-	3		・女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(女性活躍推進法)に基づく認定(えるぼし認定企業) 1段階目(※1)2点 2段階目(※1)4点 3段階目6点 行動計画(※2)1点 ※1 労働時間の働き方に係る基準を満たすこと。 ※2 女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定義務がない事業主(常時雇用する労働者の数が300人以下のもの)に限る(計画期間が満了していない行動計画を策定している場合のみ)。 ●最大3点 ・次世代育成支援対策推進法(次世代法)に基づく認定(くるみん認定企業・プラチナ認定企業) くるみん2点、 プラチナくるみん4点 ●最大3点 ・青少年の雇用の促進に関する法律(若者雇用促進法)に基づく認定 ユースエール認定4点 ●最大3点	
3 業務従事者の経験・能力									
	3.1 事業に関する知見・専門性等	・知見・知識等について記述する。	必須	10	3	7	・本事業に関する知見・知識・ノウハウ等があるか。	・本事業に関連する人的ネットワークを持っているか。	
	3.2 類似事業の経験、資格等	・類似事業の経験、資格等について記述する。	任意	15	-	15		・過去に同様の事業を実施したことがあるか。 ・本事業に有効な資格等を持っているか。	
				合計	100	20	80		

評価項目一覧 - 添付資料 -

提案書の目次			資料内容	提案の 要否	提案書 ページ番号
大項目	中項目	小項目			
4	添付資料				
	4.1.	事業実施に係る工数	・事業実施に必要な工数の明細	必須	
	4.2.	実施体制及び担当者略歴	・本調達履行のための体制図 ・各業務担当者の略歴	必須 必須	
	4.3.	組織としての実績	・官公庁における、本領域の実績 ・官公庁以外も含めた、本領域における実績	任意 任意	

平成29年度中国地域のふるさと名物に係るブランド構築支援事業に関する請負契約書

番号

支出負担行為担当官 中国経済産業局総務企画部長 井上 裕章（以下、「甲」という。）は、〇〇〇〇 〇〇 〇〇〇〇（以下、「乙」という。）と、平成29年度中国地域のふるさと名物に係るブランド構築支援事業（以下、「請負業務」という。）について、中国経済産業局役務請負契約心得及び以下により請負契約を締結する。

目 的	甲は、請負業務の実施を乙に請け負わせ、乙はこれを請け負う。
契約金額	金〇〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇円 (消費税及び地方消費税〇, 〇〇〇, 〇〇〇円を含む。)
完了期限	平成〇〇年〇〇月〇〇日まで
納入物	別紙の実施計画書（仕様書）〇. に記載のとおり
納入場所	指示の場所
その他	約定のとおり

この契約を証するため、本契約書を2通作成し、双方記名押印の上、甲、乙それぞれ1通を保有する。

年月日

甲 広島市中区上八丁堀6-30
支出負担行為担当官
中国経済産業局総務企画部長 井上 裕章

乙 [所在地]
[相手方名称]
[代表者氏名]

※中国経済産業局役務請負契約心得は入札公告7. (2)に記載のURLからダウンロードして綴じ込むこと。